

第3回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和7年8月5日（火）午後2時00分
仙台第四合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

熊谷委員、桑原委員、柳井委員

労働者代表

阿部委員、泉委員、大宮委員

使用者代表

飯野委員、高橋委員、桃井委員

補 佐 ただいまから、令和7年度第3回宮城地方最低賃金審議会宮城県最低賃金専門部会を開催いたします。本日の専門部会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願いいたします。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、ご了承願います。

委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

以上9名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する第5条第2項により会議が成立していることを報告します。

補 佐 本年度の地域別最低賃金額改定の目安につきましては、8月4日に中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣に答申がございました。

本日は、答申文の写しを、参考資料3の1として、お配りしております。読み上げさせていただきます。

指 導 官 本文のみ読み上げさせていただきます。

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について。

令和7年7月11日に諮問のあった令和7年度地域別最低賃金額

改定の目安について、下記のとおり答申する。

1 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の着実な実行を要望する。

7 その際、経営強化税制、事業承継に係る在り方の検討、産業競争力強化法による税制優遇など、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、中小企業・小規模事業者の質上げに向けた強力な後押しがなされることを強く要望する。

8 同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、きめ細かな成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等の支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性の向上を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図ることを要望する。

9 また、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

10 価格転嫁対策については、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を要望する。

11 取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築することを要望する。また、パートナーシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加算措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ることを要望する。サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組むことを要望する。

12 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支

援強化パッケージ」の活用を促進することを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上が答申文の本文であります。引き続きまして別紙 1 として付けております「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」につきましてご説明をさせていただきます。長いので 2 番の（１）の工は全文読ませていただき、それ以外は項目及び一部要点のみご説明させていただきます。まず 1 番です。目安について記載されております。目安については A ランクが 63 円、本県が属しております B ランクについても 63 円。そして C ランクについては 64 円となっております。次 2 番については審議の内容及び経過が記載されております。アにつきましては 3 要素のうちの「労働者の生計費」についての説明が記載されております。こちらの部分は消費者物価指数について検討しており、昨年度までについては頻繁に購入する品目について重視されていましてところ、頻繁に購入する品目のみでは網羅されていない部分が存在していることから、今年度については食料とかエネルギーといった項目で、頻繁に購入する品目に属している項目についても捉えて審議をしたことが記載されております。

また、エンゲル係数についても上昇傾向にあるといったことが記載されております。

次にイの「賃金」についてです。賃金については企業規模によって賃金上昇率の水準には開きがみられる一方で企業規模にかかわらず昨年を上回る賃金引上げの状況がみられるといったことが記載されております。

次にウの「通常の事業の賃金支払い能力」につきましては、経常利益については改善傾向であるといったこと。また、一人当たりの労働生産性について、額面ベースで高まる傾向にあるということ。更に労働分配率については低下の傾向にあるといったことが記載されております。

また、価格転嫁についても一部記載があります。フォローアップ調査では、価格交渉が行われたなどのポイントが増加傾向にあるというようなことが記載されております。

続きまして 6 ページの工の欄の「各ランクの引上げ額の目安」に

つきましては最初から読ませていただきます。

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年 改訂版」等において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という 高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」こと、「また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60%や平均値の 50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。今年の政府方針として、成長型経済への移行に向け、中小企業と地域に重点を置き、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、成長戦略の要とされた持続的な賃上げの環境整備に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧な議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年 10 月から今年6月までで平均 3.9%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1 か月に 1 回程度購入」する品目といった生活 必需品を含む支出項目に係る消費者物価も昨年 10 月から今年6月までの9か月平均が、4.2%から 6.7%の高い水準となっている。また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と

33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る結果となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給・加重平均）についても5%台後半の引上げで昨年を上回る水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率は2.5%で、昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっているほか、第4表③における賃金上昇率も3.2%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年度以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。しかし、売上高経常利益率や価格転嫁率が示すように、大企業と中小企業の差は改善の傾向にあるものの、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると考えられる。さらに、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均6.0%（63円）を基準として検討することが適当であると考えられる。各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏

まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。その上で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の対前年上昇率はAランクで 3.8%、Bランクで 3.9%、Cランクで 4.1%となっており、ランク間の差は昨年より縮小しているものの、A・BランクよりCランクの上昇率が高くなっていることを考慮する必要がある。また、賃金改定状況調査結果の第4表①②③における賃金上昇率は、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことから、CランクをA・Bランクより相対的に高くすることが考えられる。これらのことを考慮すれば、下位ランクの目安額が上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当であり、具体的には、Aランク 63 円（5.6%）、Bランク 63 円（6.3%）、Cランク 64 円（6.7%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 81.8%から 82.8%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

その次のオにつきましては、「政府に対する要望」が記載されております。要点のみ申し上げますが、労務費を含む価格転嫁の状況が改善傾向にあるものの、依然として 2 極分化の状態にあること。また、倒産件数自体が足元で増加していること。一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力の点で厳しいものがあるといったことがまず記載されていまして、その後、そういった部分の支援策について要望が記載されております。具体的には補助金に関する拡充や周知の徹底、あるいは価格転嫁、取引適正化の徹底、そういったことに対する要望が記載されております。

次に 10 ページの力は、「地方最低賃金審議会への期待等」について記載されております。要点だけ申し上げますと、目安については十分に参酌しながら地域の経済、雇用の実態等のデータを見極めつつ、自主性を発揮することを期待するとされております。また、今年度の目安額につきましては、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があること、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を考慮して検討されたものであることについて配意いただきたいとされております。また、発効日についても十分に議論をしていただきたいといったことが記載

されております。説明は以上とさせていただきます。

補佐 議事に入りますので、議事進行は部会長にお願いいたします。

部会長 それでは、議題（１）「宮城県最低賃金の改正に係る審議」に入ります。

まず、労働者側と使用者側でそれぞれから、改正内容及びその根拠についてご主張を伺いたいと思いますが、労働者側、使用者側、それぞれで打合せが必要でしたら、一旦休会したいと思いますがいかがでしょうか。

委員 （異議なし）

部会長 では休会でよろしいですね。それでは休会とします。

～ 休会 ～

部会長 専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それぞれから提示額、現在の宮城県最低賃金の時間額 973 円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

委員 （異議なし）

部会長 最初に労働者側からお聞きします。打合せ後の具体的金額などについて、説明をお願いします。

阿部委員 まず、今年度の審議におきましては、通過点であります時給 1,000 円は必須であると思ってございます。

そのうえで、昨今の急激な物価の上昇や実質賃金の低下はとりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活に甚大な影響を及ぼしていることを踏まえまして、最低賃金法第 1 条の趣旨に沿ったセーフティネットとしての最低賃金の引上げが必要でございます。また、近年では首都圏との地域間格差、Ｂランク内との格差、また東北地方における地域間格差、宮城の優位性についても喫緊の課題であり、これらの影響については、とりわけ時間的、距離的に近接した都道府県では労働力を流出させて地方の中小零細企業の事業継続、発展の

厳しさに拍車をかける一因になっておりまして、この問題を放置すれば、さらなる労働力人口の県外流出につながってまいります。

以上のところを踏まえまして労働者側としましては連合で算出しました生活の最低水準のリビングウェイジにおいて、宮城県における単身者の最低水準が 1,160 円必要ですので、本来なら 187 円の引き上げが必要となりますが、中央最低賃金審議会での議論結果、また目安答申、事務局から説明いただいた資料、使用者側の主張なども最大限尊重いたしまして 71 円引き上げの 1,044 円ということで要請をいたします。

この 71 円引き上げにつきましてはリビングウェイジ、1,160 円と地賃 973 円から得られる 187 円を 3 か年で解消するための 63 円に昨年度の審議結果におきまして、宮城地方における地域間格差が 8 円縮減されてございます。

この 8 円縮減となりますのが、令和 5 年の審議結果において、東北における宮城県と東北の最低額との差が 30 円ございましたが、昨年令和 6 年の審議結果におきましては、その格差が 22 円まで、8 円縮減されましたので、その 8 円を上乗せしました 71 円ということで金額を提示させていただきます。

部 会 長 ただ今労働者側からプラスの 71 円という提示がございました。
続きまして使用者側から打合せ後の金額等について、説明をお願いします。

飯野委員 使用者側としましては最低賃金法第 9 条に基づく 3 要素、これを総合的に表していると言われる賃金の改定状況調査結果、この中の第 4 表の賃金上昇率を基本とした金額を提出させていただきたいと考えております。

使う数字ですけれど第 4 表のうちに実際にどのくらい賃金が増したかを比較しやすい第 4 表の③というのがございまして、この中で宮城県が含まれるＢランクの上昇率 3.4%に着目しました。これで計算しますとプラス 33 円ということになりますので、この金額を提示させていただきたいと考えております。

昨日、中央から目安が示されましたが、中央の目安小委員会が 7 回も及んだということで、それ自体が極めて異例だと思いますし、詳細は承知しておりませんが大幅な引き上げに対しまして、使用者側が強い懸念を示したのではないかと考えております。実際に中央

審議会から示された目安プラス 63 円というのは宮城県で％に直しますとプラス 6.5％ぐらいの数字になりますので、これはかなり高いという印象を持っております。物価上昇が続いている中で一定の引き上げが必要であるという認識には変わりはありませんけれども、問題はその引き上げ幅とスピードだと思っております。仮に目安通りの引き上げになりますと、やはり中小零細企業に大きな影響を与えるのではないかと非常に危惧しております、そういった点も踏まえまして先ほど申し上げた数字を提示させていただいたということです。よろしくお願いいたします。

部 会 長 使用者側からはプラスの 33 円というご提示がありました。今の段階で、提示いただきました労働者側、使用者側からの具体的金額には、隔たりがございますので、ここで一旦専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行いたいと思います。
よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 それでは休会とします。

～ 休 会 ～

部 会 長 専門部会を再開します。労働者側、使用者側、それぞれから提示額、現在の宮城県最低賃金の時間額 973 円に対する引き上げ額、その根拠について主張を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

部 会 長 先ほどは労働者側からお話をお伺いしましたので、今回は使用者側から、金額の提示等がございましたら、説明をお願いします。

飯野委員 先ほどご提示いただいた数字ですとかなり労使間の大きな隔たりがあると考えております。一定の歩み寄りがやはり必要であろうと

ということで使用者側としても再検討させていただきました。

我々としては、日本商工会議所で中小企業の賃金改定に関する調査を6月4日付けで公表しており、この中で正社員の賃上げ率、これを4.03%という結果が出ております。この数字に着目いたしまして、プラス39円を提示させていただきたいと思います。

基本的主張の中で労働者代表の皆様から、労働組合のない職場で働く労働者に対しても最低賃金の大幅な引き上げを通じて波及させていくというような趣旨のお話があったかと思います。そうした観点から言いますと、今申し上げた日本商工会議所の調査というのは経団連や連合が公表した賃上げの結果と比べて、労働組合のない企業を含めて広く調査したものとなっているということが挙げられます。これが1点です。

それから仙台市の消費者物価指数、総合で出ている数字ですけれども、足元の6月で前年同月比で3.6%ということでございます。もちろん物価はかなり変動しますので、これを直近1年間の平均で見ますと、3.5%程度で推移しておりますので、そうした物価水準を考えてもそれを少し上回る数字をご提示できるのかなというふうに考えまして、冒頭申し上げた数字で再提示させていただきます。

部会長 続きまして労働者側からご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

阿部委員 労働者側でも協議をいたしました。

もちろん労働者側でも全く歩み寄りがないというわけではありませんが、基本的主張でも申し上げておりますとおり、昨今の物価上昇、人口流出、また、様々な格差是正こういったことを踏まえますとやはり一定の最低賃金の引き上げが必要であるということを踏まえますと本日現在では再度提示できる金額はございませんので、持ち帰らせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

部会長 ただいま、使用者側39円のプラスというご提示がございました。労働者側は今日のところは追加での提示はないということでございます。

今日の審議を通じて何かご質問やご意見はございますか。

柳井委員 ただいま、使用者側から消費者物価指数の話が出ておりました。

記憶では昨年の仙台市の消費者物価指数は全国で2位だったかと思います。今日は間に合わないと思いますが、次回、消費者物価指数について去年と今年の比較をしてみたいと思いますので、データを整えていただくことを事務局にお願いしてもよろしいでしょうか。

労働基準部長 承知いたしました。

手元に直近のデータとして、例えば持ち家の帰属家賃を除く総合で仙台市だと直近6月で3.9%とか、そういったものはあるんですけど、昨年、物価上昇率が高かったということもあるようですので、昨年のその前の年からの物価上昇率、今年の前年からの上昇率とかを含めて資料の方を整理して資料として出せるよう事務局でご用意したいと思います。

部会長 労使双方のご提示についてはまだ乖離があるというところでございます。

労使それぞれのお立場はおありかと存じますがけれども、当専門部会は、双方の歩み寄りによって妥当な結論を出すということが使命でございます。

労使それぞれがご検討をいただき、次回の審議に臨んでいただきますようによろしくをお願いしたいと思います。

次回の審議では妥当な結論を出せるよう、真摯な議論を引き続き、よろしくお願いいたします。

その他、事務局から何か連絡事項はありますか。

補佐 事務局としましては、前回ご説明しましたように第4回を8月6日(水)午後2時から宮城県婦人会館での開催を予定しております。

部会長 ただいま事務局から説明のありましたとおり、次回、第4回専門部会を明日、8月6日(水)14時、当会場ではなく、お隣の宮城県婦人会館で開催いたします。

以上で、本日の審議を終了いたします。みなさま、長時間における審議お疲れ様でございます。ありがとうございました。

(閉会)